

少年法等の一部を改正する法律案について

少年非行の現状

- 少年刑法犯の増加
(人口比)
- 高水準で推移する
凶悪犯
- いわゆる触法少年に
よる凶悪重大事件の
発生

政府の取組

「青少年育成施策大綱」

(H15.12.9 青少年育成推進本部決定)

～少年非行対策等社会的不適応への対応

「犯罪に強い社会の実現のための

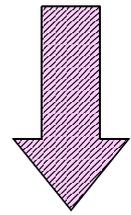
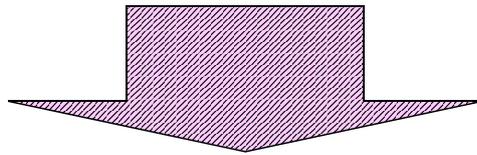
行動計画」(H15.12.18 犯罪対策閣僚会議決定)

～社会全体で取り組む少年犯罪の抑止

「司法制度改革推進計画」

(H14.3.19 閣議決定)

～公的付添人制度に
ついて積極的な検討
を行う。



調査手続の整備

① いわゆる触法少年・ぐ犯少年に係る事件の調査手続の整備

- 触法少年・ぐ犯少年の事件に係る警察の調査手続の整備
- 一定の事由に該当する触法少年・ぐ犯少年の事件について、警察官から児童相談所長への事件送致手続の整備
- 一定の重大事件に係る触法少年について、都道府県知事又は児童相談所長は原則として家庭裁判所送致の措置をとらなければならないものとする。

保護処分の見直し

② 14歳未満の少年の保護処分の多様化

- 14歳未満の少年についても、家庭裁判所が特に必要と認める場合には、少年院送致の保護処分をすることができるものとする。

③ 保護観察に付された者に対する指導を一層効果的にするための措置等の整備

- 保護観察所の長の遵守事項違反者に対する警告手続の導入
- 遵守事項を遵守せず、保護観察では改善更生を図ることができないと認めるときは、保護観察所の長の申請により、家庭裁判所が少年院送致等の決定をすることができるものとする規定の整備
- 保護観察所及び少年院の長による、保護処分中の少年の保護者に対する指導、助言等の規定の整備

少年審判の充実

国選付添人制度の導入

一定の重大事件について、観護措置がとられている場合に、家庭裁判所が少年に弁護士である付添人を付することができる制度の導入